

大阪大学男女共同参画推進基本計画

平成 24 年 4 月 18 日大阪大学男女共同参画推進委員会了承

I. 本計画の基本的考え方

大阪大学（以下「本学」という。）では、女性をはじめとする多様な人材が活躍できる場と機会を提供することにより研究・教育の質を高めるという「[多様な人材活用推進](#)」の**基本理念**を掲げ、男女共同参画の推進は、その理念の中核となっている。性別を問わず有能な人材がその能力を最大限に発揮できるように積極的に支援・活用することにより、大学全体を活性化していくことは、大変重要な課題である。

「多様な人材活用推進」の基本理念の中で「男女共同参画」を位置づけるとらえ方は、本学の特色である。また、本学では、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け必要な施策を一層充実するとともに、その障害の除去に努めることとしている。

今後「多様な人材活用推進」の基本理念を継承、発展させつつ男女共同参画を推進し、大学構成員全員にとって学びがい、働きがいのある大学の実現を目指すため、本計画を策定する。

II. これまでの経緯と課題

本学においては、平成 17 年度に「男女共同参画に関する検討ワーキング」を立ち上げ、平成 18 年度には「大阪大学における多様な人材活用に関する基本理念」を制定するとともに、「多様な人材活用推進委員会」を設置した。平成 19 年度には文部科学省科学技術振興調整費による「女性研究者支援モデル育成」に本学のプログラムが採択され、平成 21 年度には「[男女共同参画に関する阪大プリンシプル](#)」を宣言した。

平成 22 年 1 月には、総長を委員長とする「男女共同参画推進委員会」が、また 4 月には「多様な人材活用推進本部」「男女共同参画推進オフィス」が新設され、推進体制を強化し、本体制のもとで諸施策を実施してきている。

これまでの取組により、研究支援員制度や学内保育園の整備、常勤女性研究者の増加、次世代育成対策推進法に基づく基準適合一般事業主「くるみん」の認定など一定の成果を上げてきたが、上位職を含めた女性研究者及び女性職員の採用・昇任の促進や、教職員のワーク・ライフ・バランスの一層の推進などに向けた取り組みが今後必要となっている。

以上の基本的考え方、これまでの経緯と今後の課題を踏まえ、本学における男女共同参画の一層の推進を目指し、実効性のある施策を体系的・計画的・総合的に実施するため、本計画を策定する。

Ⅲ. 実施施策

1 男女共同参画に関わる意識啓発の推進

男女共同参画に関する意識啓発は、全ての関連施策の出発点であり、従来から実施してきた女性研究者への支援とともに、今後は男性や学生を含めた大学構成員全体に向けた啓発活動に取り組む。

- (1) 新任教員研修・新任職員研修において本計画をはじめとする男女共同参画施策を説明するなど、男女共同参画に関する研修の活用・充実を図る。
- (2) 女子中高生、女子大生・大学院生や若手女性研究者など、次世代女性研究者に対する啓発を進める。
- (3) 男女共同参画に関するシンポジウムやセミナーを開催する。
- (4) 男女共同参画に関する広報を積極的に行う。

2 女性教職員、女子学生の参画促進

性別を問わず有能な人材がその能力を十分発揮でき活躍できるようにすることは、男女共同参画の根本的な条件であり、女性の参画促進、比率の向上に積極的に努める。

- (1) 大学留保ポスト制度等の活用による女性教授・准教授の採用・昇進の促進を含め、研究・教育において指導的立場にある女性教員の比率の向上に努める。
- (2) 女性教員の採用比率について、基本計画期間中に採用比率 20%を達成するよう努める。
- (3) 意思決定に関わる女性教職員の参画を促進する。
- (4) 教員公募の際「女性研究者の積極的な応募を歓迎する」の文言を入れる。
- (5) 教員や大学院生の部局別女性比率を公表する。
- (6) ロールモデルに関する情報の発信を行う。

3 仕事・学業と出産・育児・介護等との両立の推進

～ワーク・ライフ・バランスの実現のために～

ワーク・ライフ・バランスは男女共同参画実現のために不可欠な前提であり、男女がともに仕事・学業と生活の両立ができるよう包括的に支援する。

- (1) 研究支援員制度の運用の改善充実に努める。
- (2) 学内保育園の運営の充実に向けて、男女共同参画の観点からの提言を行う。
- (3) 仕事・学業と生活を両立するリーダー的人材のモデルを提示するなど、両立支援の推進に向けた雰囲気を醸成する。
- (4) 男性を含めた育児・介護休暇の取得のための環境を整備する。
- (5) 業務の見直し・改善等による仕事の効率化への取り組みを促進する。

4 男女共同参画に関わる就業・修学環境の整備

働きやすく学びやすい環境の整備は学内の男女共同参画にとって重要な課題であり、就業・修学環境の整備に向けて、一層の取組を行う。

- (1) キャリアプランや育児・介護との両立に関する相談機能を充実する。
- (2) 妊婦健診予約支援や電動さく乳器の貸出し及び女子休憩室の整備など、女性教職員に対する支援を継続充実する。

5 外部機関・セクターとの連携・交流

外部との連携・交流は、本学における取組の活性化に役立つとともに、地域における男女共同参画を推進する上でも重要であることから、連携・交流が相乗効果をもたらすようにすることを含め、効果的な取組を行う。

- (1) 大阪府など地方自治体との連携の強化に努める。
- (2) 他大学や諸学会との連携を深め、ネットワークを構築する。
- (3) 他大学と連携して、女子中高生の理系進路選択への取組を継続して実施する。
- (4) 他大学等との合同シンポジウムへの参画などを通じて、女性研究者支援事業を実施している全国の大学・研究機関との情報交換と連携を進める。

6 推進体制の充実

男女共同参画の推進のため、体制の充実を図ることも必要不可欠であり、平成 22 年に強化された体制を引き続き充実していくとともに、各部局との連携を一層強化する。

- (1) 本計画の実施を通じて男女共同参画を推進するため、男女共同参画推進委員会や男女共同参画推進オフィスの活動を一層充実する。
- (2) 男女共同参画に関するワーキング・グループの設置を検討する等、各部局における取組を充実する。

IV. 本計画の実施期間等

1. 本計画は、平成 24 年度から 27 年度の 4 年間を実施期間とする。
2. 本計画の進捗状況について、平成 26 年度に中間評価を実施する。